

短答式試験問題集 [憲法]

[憲法]

【第1問】(配点：3)

私人間における人権保障に関する次のアからウまでの各記述について、判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に[No. 1]から[No. 3])

ア. 企業者は、雇用の自由を有するから、労働者の思想、信条を理由として雇入れを拒んでも当然に違法ということはできないが、労働者の採否決定に当たり、その思想、信条を調査し、労働者に関連事項の申告を求めることまでは許されない。[No. 1]

イ. 大学は、その設置目的を達成するため、必要な事項を定めて学生を規律する権能を有するから、私立大学が、その伝統、校風や教育方針に鑑み、学内外における学生の政治的活動につき、かなり広範な規律を及ぼしても、直ちに不合理ということはできない。[No. 2]

ウ. 長期間にわたり形成された地方の慣習に根ざした権利である入会権については、その慣習が存続しているときは最大限尊重すべきであるから、権利者の資格を原則として男子孫に限る旨の特定の地域団体における慣習も、直ちに公序良俗に反するとはいえない。[No. 3]

【第2問】(配点：2)

憲法の明文で規定されていない権利・自由に関する次のアからウまでの各記述について、判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。(解答欄は、[No. 4])

ア. 前科は人の名誉、信用に直接関わる事項であり、前科のある者もこれをみだりに公開されないという法的保護に値する利益を有するが、「裁判所に提出するため」との申出理由の記載があれば、市区町村長が弁護士法に基づく照会に応じて前科を報告することは許される。

イ. 大学が講演会を主催する際に集めた参加学生の学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、個人の内心に関する情報ではなく、大学が個人識別を行うための単純な情報であって、秘匿の必要性が高くはないから、プライバシーに係る情報として法的保護の対象にならない。

ウ. 個人の私生活上の自由の一つとして、何人もその承諾なしにみだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有するが、速度違反車両の自動撮影を行う自動速度監視装置による写真撮影は、犯罪捜査の必要性・相当性があるから、本人の同意や裁判官の令状がなくても許される。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第3問〕（配点：2）

法の下での平等に関する次のアからウまでの各記述について、判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.5〕）

ア．憲法は、外国人を日本国民と全く平等に扱うことまでは要求していないが、我が国に入国する全ての外国人に対し、法律により、日本国民と異なる規制を設けることは、人種的な差別をする趣旨ではなくても、憲法第14条第1項後段の「人種」による差別として許されない。

イ．選挙権の平等には各選挙人の投票価値の平等も含まれるが、国会によって定められた選挙制度における投票価値が不平等であっても、その不平等が国会の有する裁量権の行使として合理的と認められるのであれば、憲法第14条に違反しない。

ウ．条例においては、一定の取締規定を設け、法律による委任の範囲で、その違反に対する罰則を規定することが許されるが、禁錮又は懲役の刑は、全国一律に規律すべきものと解されるので、それぞれの条例の間で法定刑が異なる場合は、憲法第14条に違反する。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第4問〕（配点：3）

都立高等学校の校長が教諭に対し、卒業式における国歌斉唱の際に国旗に向かって起立し国歌を斉唱することを命じた職務命令が、憲法第19条に違反するか否かについて判示した最高裁判所の判決（最高裁判所平成23年5月30日第二小法廷判決，民集65巻4号1780頁）に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.6〕から〔No.8〕）

ア．卒業式等の式典における国歌斉唱の際の起立斉唱行為は、一般的、客観的に見て、これらの式典における慣例上の儀礼的な所作としての性質を有するものであり、校長の職務命令は、「日の丸」や「君が代」に関する当該教諭の歴史観ないし世界観それ自体を否定するものということはできない。〔No.6〕

イ．国旗に向かって起立し国歌を斉唱する行為は、一般的、客観的に見て、特定の思想の表明として外部から認識されるものと評価すべきであり、卒業式等の式典における国歌斉唱の際の起立斉唱行為が職務命令に従って行われたものと外部から認識することも困難であって、校長の職務命令は、特定の思想の有無について告白することを強要する面がある。〔No.7〕

ウ．卒業式等の式典における国歌斉唱の際の起立斉唱行為は、一般的、客観的に見て、国旗及び国歌に対する敬意の表明の要素を含む行為であり、歴史観ないし世界観との関係で「日の丸」や「君が代」に敬意を表明することには応じ難いと考える者が上記行為を求められることは、思想及び良心の自由についての間接的な制約となる面があることは否定し難い。〔No.8〕

〔第5問〕（配点：3）

信教の自由に関する次のアからウまでの各記述について、判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.9〕から〔No.11〕）

- ア．神社において死者の合祀を行うことが遺族である配偶者の心の静謐を害する場合、その遺族は、静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益である宗教的人格権を侵害されたと主張して、損害賠償を請求できる。〔No.9〕
- イ．僧侶が病者の平癒を祈願して加持祈祷を行うに当たり、病者の手足を縛って線香の火に当てるなどして同人を死亡させることは、医療上一般に承認された治療行為とは到底認められず、信教の自由の保障の限界を逸脱したものであって許されない。〔No.10〕
- ウ．宗教法人法の解散命令によって宗教法人を解散しても、信者は、法人格を有しない宗教団体を存続させたり宗教上の行為を行ったりすることができるので、宗教上の行為を継続するに当たり何ら支障はない。〔No.11〕

〔第6問〕（配点：2）

知る権利に関する次のアからウまでの各記述について、判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.12〕）

- ア．様々な意見、知識、情報の伝達の媒体である新聞紙等の閲読の自由が憲法上保障されるべきことは、表現の自由を保障した憲法第21条の規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれるものである。
- イ．新聞等の記事が特定の者の名誉ないしプライバシーに重大な影響を及ぼし、その者に対する不法行為が成立する場合には、具体的な成文法がなくても、反論権の制度として、反論文掲載請求権が認められる。
- ウ．自己の思想、意見を形成するために自由な情報の受領は不可欠であるから、特に、国の政府機関が保有する情報の開示請求権は、これを具体化する法律がない場合であっても、当然に具体的権利として認められ、司法上の救済を受けることができる。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第7問〕（配点：2）

学問の自由に関する次のアからウまでの各記述について、判例の趣旨に照らして、正しいものには○を、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.13〕）

ア．学問の自由は、学問的研究の自由とその研究成果の発表の自由を指しており、憲法第23条は大学が学術の中心として深く真理を探究することを本質とすることに鑑みて規定されたものであるから、同条の保障は大学の教授や研究者を対象とするものであり、国民一般はその保障の対象ではない。

イ．大学における学問の自由を保障するために伝統的に大学の自治が認められているところ、学内集会について大学の自治の保障が及ぶか否かの判断に当たって、その集会の目的や性格を考慮することは、学内で行われる活動をその思想内容に着目して規制することになり、大学の自治を認めた趣旨に抵触するから、許されない。

ウ．普通教育の場において使用される教科書は学術研究の結果の発表を目的とするものではなく、教科書検定は、記載内容がまだ学界において支持を得ていないとき、あるいは当該教科課程で取り上げるにふさわしい内容と認められないときなど一定の検定基準に違反する場合に、教科書の形態における研究結果の発表を制限するにすぎないから、憲法第23条に反しない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

〔第8問〕（配点：3）

生存権に関する次の見解に対する論評としてなされた次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.14〕から〔No.16〕）

「憲法第25条の生存権を具体化する趣旨の法律が制定された以上、その法律は憲法第25条と一体をなし、かかる法律の定める保護基準を正当な理由なくして引き下げることは憲法上許されない。」

ア．この見解に対しては、憲法第25条第1項が禁止しているのは「健康で文化的な最低限度の生活」の水準を下回ることだけであり、保護基準の引下げによってもかかる水準を上回る場合にまで、正当な理由を必要とする根拠は同条項から導くことはできないとの批判が可能である。

〔No.14〕

イ．この見解は、憲法第25条を具体化する立法措置の選択決定は立法府の広い裁量に委ねられているとした、最高裁判所の判決（最高裁判所昭和57年7月7日大法廷判決、民集36巻7号1235頁）の趣旨から論理的に導くことができる。〔No.15〕

ウ．この見解によれば、過去の国会の判断が現在及び将来の国会を拘束することになるが、憲法第25条を具体化する趣旨の法律についてのみ、かかる拘束が憲法上要請されていると解することは困難であるとの批判が可能である。〔No.16〕

〔第9問〕（配点：3）

労働基本権に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.17〕から〔No.19〕）

- ア．公務員の争議行為の制限は国民生活全体の利益を維持増進する必要との調和の見地から合理性の認められる必要最小限度のものでなければならず、職務の性質や違いを考慮することなく公務員の争議行為を一律に禁止することは憲法上許されないとするのが判例の立場である。〔No.17〕
- イ．憲法により団結権が保障されている労働組合においては、組合の目的の範囲内にある活動であれば、その全ての活動について組合員に対して統制権を行使し得るから、労働組合が統制権に基づいて組合員を除名した処分には司法審査が及ばない。〔No.18〕
- ウ．憲法第28条が保障する労働基本権は、使用者との関係において労働者の権利を保護することを目的の一つとするので、私人相互の関係でも意味を持ち、契約自由の原則は制限されることになる。〔No.19〕

〔第10問〕（配点：2）

人身の自由に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.20〕）

- ア．警察官が、酒気を帯びて車両を運転するおそれがあると認めて呼気検査を求めたのに対し、これを拒否した者を処罰する道路交通法の規定は、「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」と定める憲法第38条第1項の規定に違反しない。
 - イ．刑事被告人は、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する（憲法第37条第2項）から、裁判所は刑事被告人が自身の弁護のために必要であると主張している証人全員の尋問を採用しなければならない。
 - ウ．有罪判決を受けた刑事被告人に対し、裁判所に出廷させた証人に旅費、日当及び宿泊料を負担させることは、「刑事被告人は、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する」と定める憲法第37条第2項の規定に違反しない。
1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

〔第11問〕（配点：3）

憲法の規範内容が踏みにじられたり不当に変質させられたりしないようにする様々な国法上の工夫は、広く「憲法の保障」と言われるが、その代表的な方法や考え方に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.21〕から〔No.23〕）

- ア．国家緊急権は、外敵の侵入、内乱や大規模な災害などにより国家の存立が脅かされる事態に至った場合に執り得る非常措置権とされるが、平常時における立憲主義の一時停止を認める権限であるから、憲法の明文で国家緊急権を容認している例は諸外国にもない。〔No.21〕
- イ．抵抗権は、政府による権力の濫用によって立憲主義秩序が破壊された場合に国民がそれに反抗する権利とされるが、実力の行使を伴う危険なものであるから、権利として実定法化することは不可能である。〔No.22〕
- ウ．憲法の連続性を維持するための特別な手続を定める憲法改正規定や憲法の最高法規性を確保するために特別な合憲性統制の途を設ける違憲審査制は、ともに憲法の保障の一つの方法として位置付けられる。〔No.23〕

【第12問】（配点：2）

天皇が国会開会式に出席した上で述べる「おことば」の憲法上の位置付けに関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は，[No.24]）

ア．「おことば」を象徴としての地位に基づく公的行為であると捉える見解については，象徴としての地位が天皇の一身専属のものであることを前提にすると，天皇の権能を代行する摂政は「おことば」を述べることができないのではないかという問題点がある。

イ．「おことば」を国事行為である国会の召集（憲法第7条第2号）と密接に関連する行為として準国事行為と位置付ける見解については，「おことば」について内閣による「助言と承認」を通じたコントロールを及ぼす余地がなくなるという問題点がある。

ウ．「おことば」は国事行為である「儀式を行ふ」（憲法第7条第10号）に含まれるという見解については，上記「儀式を行ふ」を「儀式を主宰する」という意味に解すると，文理上無理があるという問題点がある。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第13問】（配点：2）

憲法第9条の解釈に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は，[No.25]）

ア．第1項で，侵略戦争は放棄されているが，自衛戦争は放棄されていないとし，第2項の「前項の目的を達するため」を，侵略戦争放棄の目的を達するためとする見解に対しては，日本国憲法には，第66条第2項の文民条項以外に戦争や軍隊を予定する規定が存在しないとの批判が当てはまる。

イ．第1項で，侵略戦争は放棄されているが，自衛戦争は放棄されていないとし，第2項の「前項の目的を達するため」を，戦争を放棄するに至った動機を一般的に指すとする見解に対しては，国際法上の用例によると，「国際紛争を解決する手段としての戦争」は「国家の政策の手段としての戦争」と同義であり，こうした用例を尊重すべきであるとの批判が当てはまる。

ウ．第1項で，侵略戦争は放棄されているが，自衛戦争は放棄されていないとし，第2項の「前項の目的を達するため」を，戦争を放棄するに至った動機を一般的に指すとする見解と，第1項で，自衛戦争を含む全ての戦争が放棄されているとする見解のいずれの見解を採っても，憲法第9条により，全ての戦争が放棄されているとの結論が導かれる。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第14問】（配点：3）

いわゆる在外邦人選挙権制限違憲訴訟上告審判決（最高裁判所平成17年9月14日大法廷判決、民集59巻7号2087頁）に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に【No.26】から【No.28】）

ア．前記判決は、国政選挙の選挙権について、「国民の国政への参加の機会を保障する基本的権利として議会制民主主義の根幹を成すものであり、民主国家においては、一定の年齢に達した国民の全てに平等に与えられるべきものである」と指摘しているが、同判決の考え方に従ったとしても、自ら選挙の公正を害する行為をした者の選挙権について一定の制限をすることまで違憲となるわけではない。【No.26】

イ．比例代表選出議員の選挙と異なり、衆議院小選挙区選出議員の選挙及び参議院選挙区選出議員の選挙については、選挙権を行使する者が日本国内の特定地域に現に居住していることを前提としているから、上記判決の考え方に従ったとしても、衆議院小選挙区選出議員の選挙及び参議院選挙区選出議員の選挙における在外日本国民の選挙権の行使を制限することまで違憲となるわけではない。【No.27】

ウ．前記判決は、在外日本国民の選挙権行使を制限する公職選挙法の規定について違憲と判断したものであるが、「仮に当該立法の内容又は立法不作為が憲法の規定に違反するものであるとしても、それゆえに国会議員の立法行為又は立法不作為が直ちに違法の評価を受けるものではない」として、立法不作為を理由とする国家賠償請求は認めなかった。【No.28】

【第15問】（配点：2）

議院の自律権に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、【No.29】）

ア．議員の資格争訟の裁判について規定している憲法第55条は、議員資格に関する判断を議院の自律的な審査に委ねる趣旨のものであるが、議員の選挙に関する争訟の裁判は裁判所の権限に属するので、各議院の下した議員資格に関する判断についても裁判所で争うことができる。

イ．議院の規則制定について規定している憲法第58条第2項は、各議院が独立して議事を審議し議決する以上、当然のことを定めた規定であり、「各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する」事項について、原則として両議院の自主的なルールに委ねる趣旨である。

ウ．議員の懲罰について規定している憲法第58条第2項は、議院がその組織体としての秩序を維持し、その機能の運営を円滑ならしめるためのものであるため、議場内に限らず、議場外の行為でも懲罰の対象となるが、会議の運営と関係のない個人的行為は懲罰の対象とならない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第16問】（配点：2）

内閣及び内閣総理大臣に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.30]）

ア．大日本帝国憲法において内閣総理大臣は同輩中の首席にすぎなかったのに対し、日本国憲法が内閣総理大臣に首長としての地位を認め、その権限を強化しているのは、内閣の一体性と統一性を確保し、内閣の国会に対する連帯責任の強化を図るものである。

イ．判例によれば、内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針が存在しない場合においても、少なくとも内閣の明示の意思に反しない限り、行政各部に対し、随時その所掌事務について一定の方向で処理するよう指導、助言等の指示を与える権限を有する。

ウ．内閣は、憲法第73条第1号により法律を執行する義務を負うから、たとえ内閣が違憲と判断する法律であっても、その法律を執行しなければならず、また、最高裁判所が違憲と判断した場合でも、国会がその法律を改廃しない限りは、その執行をしなければならない。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× | |

【第17問】（配点：3）

違憲審査に関する次のアからウまでの各記述について、判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に[No.31]から[No.33]）

ア．第三者の所有物を没収する言渡しを受けた被告人は、当該第三者の権利を援用して、所有者に対し何ら告知、弁解、防御の機会を与えることなくその所有権を奪うことは憲法に違反する旨主張することはできない。[No.31]

イ．嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする民法の規定は、遅くとも同規定が違憲とされた事案の被相続人の相続が開始した時点において、憲法第14条第1項に違反していたとする最高裁判所の決定は、当該事案限りのものであって、先例としての事実上の拘束性はない。[No.32]

ウ．日本国民である父と外国人である母との間に生まれた嫡出でない子につき、父母の婚姻及びその認知等所定の要件を備えた場合に届出により日本国籍が取得できる旨定めた国籍法（平成20年法律第88号による改正前のもの。以下同じ。）第3条第1項は、憲法第14条第1項に違反するが、血統主義を補完するために出生後の国籍取得の制度を設けた国籍法の趣旨に照らし、同法第3条第1項を全部無効とする解釈は採り得ない。[No.33]

【第18問】（配点：3）

政党が党員にした処分に対する裁判所の審査権に関する次のアからウまでの各記述について、判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に【No.34】から【No.36】）

- ア．政党の党員が、その政党の存立や秩序維持のために、自己の権利や自由に制約を受けることがあることは当然であり、政党が組織内の自律的運営として党員に対して行った処分の当否については、原則として自律的な解決に委ねるのが相当である。【No.34】
- イ．政党が党員に対して行った処分が、一般市民法秩序と直接の関係を有しない政党の内部的な問題にとどまるものである場合、裁判所は、その処分を司法審査の対象とするか否かについて、処分の内容や制約される党員の権利の性質等を考慮して、個別に判断すべきである。【No.35】
- ウ．政党が党員に対して行った処分が、党員の一般市民としての権利利益を侵害すると認められる場合、その処分は司法審査の対象となり、裁判所は、政党の有する内部規律に関する決定権に照らしてその処分の内容が合理的か否かについて審査すべきである。【No.36】

【第19問】（配点：2）

予算に関し、法律とは別個の国法上の独自の形式であると解する見解（予算法形式説）があるが、次のアからウまでの各記述について、かかる見解からの記述として正しいものには○を、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、【No.37】）

- ア．後法は前法に優位するという原則に基づき、法律を予算により変更することが可能となり、予算と法律の不一致を合理的に解決できる。
 - イ．予算案の議決方法は、原則として、法律案に関する憲法第59条第1項で示されており、憲法第60条は、その例外的な方法のみを示したものと解される。
 - ウ．国法の公布について定める憲法第7条第1号に「予算」が掲げられていない以上、予算の公布が憲法上義務付けられていると解することはできない。
1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

〔第20問〕（配点：3）

条約に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.38〕から〔No.40〕）

ア．締結について国会の承認を要する条約は、条約、規約、協約、協定、議定書、宣言、憲章など名称の如何を問わず、国会による承認の手續のほか、天皇の国事行為としての批准書の認証を要する。〔No.38〕

イ．条約の締結に必要な国会の承認については、予算の場合と同様、衆議院の優越が認められており、両議院が異なる議決をした場合、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、条約が承認される。〔No.39〕

ウ．憲法は、文書による国家間の合意の全てについて、国会の承認を要すると定めたものではなく、既に有効に成立している条約の委任に基づいた細部の取決めについては、国会の承認まで要しない。〔No.40〕

短答式試験問題集 [民法]

【以下の問題の解答に当たっては、国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン売買条約）の適用を考慮する必要はない。】

〔民法〕

〔第1問〕（配点：2）

未成年者に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。なお、本問では、婚姻による成年擬制を考慮する必要はない。（解答欄は、〔No. 1〕）

- ア. 未成年者は、養親となることができない。
- イ. 15歳に達した未成年者は、遺言の証人となることができる。
- ウ. 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。
- エ. 未成年者は、法定代理人の同意を得ずにした法律行為を単独で取り消すことができる。
- オ. 未成年者は、代理人となることができない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

〔第2問〕（配点：2）

錯誤に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No. 2〕）

- ア. 法律行為の要素に錯誤が生じ、その錯誤により意思表示をした場合であっても、その意思表示の時から20年が経過すれば、表意者は、錯誤による意思表示の無効を主張することができない。
- イ. 相手方の詐欺により法律行為の要素に錯誤が生じ、その錯誤により意思表示をした場合であっても、表意者は、錯誤による意思表示の無効を主張することができる。
- ウ. Aを売主、Bを買主とする売買契約に基づく商品の売買代金をCが立替払する旨の契約がBC間で締結され、BのCに対する立替金償還債務をDが連帯保証した場合において、Dが、CD間の連帯保証契約締結当時、実際にはAB間の売買契約が存在しないことを知らなかったときは、Dは、CD間の連帯保証契約について錯誤による無効を主張することができる。
- エ. 他にも連帯保証人となる者がいるとの債務者の説明を信じて連帯保証人となった者は、特にその旨が表示され連帯保証契約の内容とされていたとしても、連帯保証契約について錯誤による無効を主張することができない。
- オ. Aの所有する甲土地の売買契約が、Bを売主、Cを買主として成立した場合において、Cは、BC間の売買契約締結当時、甲土地がBの所有するものでなければ売買をしない旨の意思表示をしたとしても、BC間の売買契約について錯誤による無効を主張することができない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【第3問】（配点：2）

意思表示に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.3】）

ア. 成年被後見人であるAがBから日用品を買い受けた場合、Aが成年被後見人であることをBが知らなかったとしても、Aの成年後見人Cは、当該日用品の売買契約を取り消すことができる。

イ. AがBから契約解除の意思表示を受けた時にAが成年被後見人であった場合、Aの成年後見人CがBの契約解除の意思表示を知るまで、当該契約解除の効力は生じない。

ウ. Aが隔地者Bに対し契約申込みの通知を発した後、Aが行為能力を喪失した場合、Bがその事実を知っていたとしても、当該契約申込みの効力は生じる。

エ. Aが隔地者Bに対し契約解除の通知を発した後、Aが行為能力を喪失した場合、Bがその事実を知っていたとしても、当該契約解除の効力は生じる。

オ. Aが隔地者Bに対し契約承諾の通知を発した後、Aが行為能力を喪失した場合、Bがその事実を知っていたとしても、当該契約は成立する。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第4問】（配点：2）

代理に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.4】）

ア. 無権代理行為の相手方は、代理人が代理権を有しないことを過失によって知らなかったときは、民法上の無権代理人の責任を追及することができない。

イ. 代理権は、代理人が後見開始の審判を受けたときは消滅する。

ウ. 成年後見人は、やむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。

エ. 委任による代理人がやむを得ない事由があるため復代理人を選任した場合、復代理人は、復代理の委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときであっても、本人に対し、その費用の償還を直接請求することはできない。

オ. Aの代理人BがCの詐欺により売買契約を締結した場合、Bは当該売買契約を取り消すことができるが、Aは当該売買契約を取り消すことができない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第5問】（配点：2）

時効の援用に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.5]）

- ア. 抵当不動産の第三取得者は、その抵当権の被担保債権の消滅時効を援用することができる。
- イ. 先順位抵当権の被担保債権の消滅により後順位抵当権者に対する配当額が増加する場合、当該後順位抵当権者は、先順位抵当権の被担保債権の消滅時効を援用することができる。
- ウ. 詐害行為の受益者は、詐害行為取消権を行使している債権者の被保全債権について、その消滅時効を援用することができない。
- エ. 譲渡担保権者が被担保債権の弁済期後に譲渡担保の目的物を第三者に譲渡したときは、その第三者は譲渡担保権設定者が譲渡担保権者に対し有する清算金支払請求権の消滅時効を援用することができる。
- オ. 建物の敷地所有権の帰属につき争いがある場合において、その敷地上の建物の賃借人は、建物の賃貸人が敷地所有権を時効取得しなければ建物賃借権を失うときは、建物の賃貸人による敷地所有権の取得時効を援用することができる。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第6問】（配点：2）

物権的請求権に関する次の1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は、[No.6]）

- 1. A所有の甲土地上に権原なく乙建物を所有しているBがCに乙建物を売却した場合において、CがBからの乙建物の所有権移転登記を経由していないときは、Aは、Cに対し、乙建物の収去及び甲土地の明渡しを求めることができない。
- 2. A所有の甲土地上に権原なく乙建物を所有しているBがCに乙建物を売却し、CがBからの乙建物の所有権移転登記を経由した後、CがDに乙建物を売却した場合には、DがCからの乙建物の所有権移転登記を経由していないときであっても、Aは、Cに対し、乙建物の収去及び甲土地の明渡しを求めることができない。
- 3. Aがその所有する甲土地をBに賃貸し、Bが甲土地を自動車の駐車場として利用していたところ、甲土地の賃借権の登記がされない間に、AがCに対し甲土地を売却した場合において、CがAからの甲土地の所有権移転登記を経由していないときは、Bは、Cからの甲土地の明渡請求を拒むことができる。
- 4. A所有の甲土地に隣接する乙土地の所有者であるBが乙土地を掘り下げたために、両土地の間に高低差が生じ、甲土地が崩落する危険が生じている場合において、その危険が生じた時から20年を経過した後にAがBに対し甲土地の崩落防止措置を請求したときは、Bはその請求権の消滅時効を援用することができる。

【第7問】（配点：2）

登記請求権及び物権的請求権に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 7】）

- ア. AがB所有の甲土地をBから買い受け、BからAへの所有権移転登記を経由した後に、AB間の売買契約が解除された場合、Bは、Aに対し、甲土地の所有権移転登記の抹消登記手続を請求することができる。
- イ. AがBとの間の売買契約に基づき買い受けた甲土地がBの所有でなかった場合、Aは、Bに対し、甲土地の所有権移転登記手続を請求することができない。
- ウ. 動産質権者は、第三者に質物の占有を奪われたときは、質権に基づきその質物の返還を請求することができる。
- エ. 判例によれば、抵当不動産の所有者Aから占有権原の設定を受けてこれを占有するBに対し、抵当権者Cが抵当権に基づく妨害排除請求権を行使することができる場合、Aにおいて抵当権に対する侵害が生じないように抵当不動産を適切に維持管理することが期待できないときには、Cは、Bに対し、直接自己への抵当不動産の明渡しを請求することができる。
- オ. 地役権者は、承役地を不法占拠している者に対し、地役権に基づき、自己への承役地の明渡しを請求することができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第8問】（配点：3）

甲土地を所有するAには、その妻Bとの間に子C及びDがいる。この場合において、Aが死亡したときの不動産物権変動に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No. 8】）

- ア. Cが相続放棄をした後に、甲土地について法定相続分に応じた持分の割合により相続登記をした上で、甲土地の4分の1の持分をEに売却し、CからEへの持分移転登記を経由した場合、Eは、B及びDに対し、甲土地について4分の1の持分の取得を主張することができる。
- イ. AがEに甲土地を遺贈し、遺言により指定された遺言執行者Fがある場合において、Bが、甲土地について法定相続分に応じた持分の割合により相続登記をした上で、甲土地の2分の1の持分をGに売却し、BからGへの持分移転登記を経由したときは、Eは、Gに対し、甲土地の所有権の取得を主張することができる。
- ウ. B、C及びDの遺産分割協議により、甲土地はBが取得することとされた場合であっても、その後、Dが、甲土地について法定相続分に応じた持分の割合により相続登記をした上で、甲土地の4分の1の持分をEに売却し、DからEへの持分移転登記を経由したときには、Eは、Bに対し、甲土地について4分の1の持分の取得を主張することができる。
- エ. Aが「甲土地はCに相続させる」旨の遺言をしていた場合において、Bが、甲土地について法定相続分に応じた持分の割合により相続登記をした上で、甲土地の2分の1の持分をEに売却し、BからEへの持分移転登記を経由したときには、Cは、Eに対し、甲土地の所有権の取得を主張することができない。
- オ. Dが甲土地を単独で相続した旨の不実の登記をした上で、甲土地をEに売却し、DからEへの所有権移転登記を経由した場合、Bは、Eに対し、甲土地について2分の1の持分の取得を主張することができない。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

【第9問】（配点：2）

動産の即時取得に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.9]）

- ア. Aがその占有する時計をBに売却した場合において、Bが、即時取得により当該時計の所有権を取得したことを主張するためには、当該時計の引渡しの当時、自己に過失がなかったことを立証しなければならない。
- イ. Aがその占有する時計をBに売却した場合において、Bが、当該時計の引渡しの当時、当該時計の所有者がAであることに疑いを持っていたときは、Bは即時取得により当該時計の所有権を取得することができない。
- ウ. Aがその占有する時計をBに売却した場合において、その売買契約の際に、以後AがBのために占有する意思を表示したが、当該時計の引渡しが無効にされていないときは、Bは即時取得により当該時計の所有権を取得することができない。
- エ. A所有の土地上にある立木を、Bが、B所有の土地上にあるものと過失なく信じて伐採した場合には、Bは、即時取得により当該伐木の所有権を取得する。
- オ. Aがその占有する中古自動車をBに売却し、現実に引き渡した場合において、当該中古自動車につき道路運送車両法による登録がされていたときは、Bは、即時取得により当該中古自動車の所有権を取得することができない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第10問】（配点：2）

相隣関係及び地役権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.10]）

- ア. 共有物の分割によって袋地（他人の土地に囲まれて公道に通じない土地）が生じた場合、当該袋地の所有者は、囲繞地（袋地を囲んでいる土地）のうち、他の分割者の所有地についてのみ無償の通行権を有するが、その通行権は、他の分割者の所有地について売買がされた場合には消滅する。
- イ. 袋地の所有権を取得した者は、所有権取得登記を経由していなくても、囲繞地の所有者及び囲繞地につき利用権を有する者に対して、公道に至るため囲繞地を通行する権利を主張することができる。
- ウ. 甲土地を所有するAは、甲土地の賃借人であるBがC所有の乙土地の上に通路を開設した場合であっても、Aがその通路の利用を20年間続けていたときには、甲土地を要役地、乙土地を承役地とする通行地役権の時効取得を主張することができる。
- エ. 甲土地を所有するAと、乙土地を所有するBとの間で、甲土地を要役地、乙土地を承役地とする通行地役権設定の合意がされたが、通行地役権の設定登記がない場合、その後、Aから甲土地を譲り受けたCは、甲土地の所有権移転の登記を経由しても、Bに対し、通行地役権を主張することができない。
- オ. 甲土地をAとBが共有する場合において、Bが、甲土地を要役地、C所有の乙土地を承役地とする通行地役権を時効により取得したときは、Aも、甲土地を要役地、乙土地を承役地とする通行地役権を取得する。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第11問】（配点：2）

担保物権に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は，[No.11]）

1. 同一不動産上の先取特権，質権及び抵当権の優先権の順位は，当該各担保物権の登記の前後によって決まる。
2. 留置権，先取特権，質権及び抵当権には，いずれも物上代位性が認められる。
3. 留置権は，占有を第三者に奪われた場合も消滅しないが，その場合には，第三者に対抗することができない。
4. 留置権者及び抵当権者は，いずれも目的物の競売を申し立てることができる。
5. 動産先取特権は，動産質権に優先する。

【第12問】（配点：2）

留置権及び質権に関する次のアからオまでの各記述のうち，判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは，後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No.12]）

- ア. 民法上の留置権の成立には，目的物と牽連性のある債権の存在及び債権者による目的物の占有が必要であるが，その債権の成立時に債権者が目的物を占有している必要はない。
 - イ. 質権者が任意に質権設定者に質物を返還した場合，質権は消滅する。
 - ウ. 必要費償還請求権を被担保債権として建物を留置している留置権者は，その建物のための必要費を更に支出した場合，後者の必要費償還請求権を被担保債権として留置権を行使することはできない。
 - エ. 仮登記担保権の実行により不動産の所有権を取得した仮登記担保権者が，債務者に清算金を支払わないでその不動産を第三者に譲渡した場合，債務者は，清算金支払請求権を被担保債権として，譲受人たる第三者に対し，その不動産につき留置権を行使することができる。
 - オ. 質権の目的物を所有する債務者が，質権者に対して被担保債権を消滅させずに目的物の返還を求める訴訟を提起した場合に質権の主張が認められるときは，債務者の請求は棄却されるが，留置権の目的物を所有する債務者が，留置権者に対して被担保債権を消滅させずに目的物の返還を求める訴訟を提起した場合に留置権の主張が認められるときは，引換給付判決がされる。
1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第13問】（配点：2）

先取特権に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.13]）

- ア. 建物の賃貸人は、賃借人が賃料を支払わない場合、敷金を受け取っており、未払賃料額が敷金額の範囲内であっても、賃借人が当該建物に備え付けた動産について先取特権を行使することができる。
- イ. 建物の賃借人が、家具店から購入して当該建物に備え付けたタンスについて未だ売買代金を支払わず、かつ、建物の賃料の支払も怠っている場合、家具店が当該タンスについて有する先取特権は、建物の賃貸人が当該タンスについて有する先取特権に優先する。
- ウ. 会社の従業員は、会社が給料を支払っていない場合、その給料債権につき、未払となっている期間にかかわらず、当該会社の総財産について先取特権を有する。
- エ. 会社が、電器店から購入した冷蔵庫の売買代金を支払わず、かつ、従業員への給料も支払っていない場合、電器店が当該冷蔵庫について有する先取特権は、従業員が当該冷蔵庫について有する先取特権に優先する。
- オ. 債務者が約定担保物権、留置権及び特別の先取特権の目的とされていない不動産と動産を有している場合、一般の先取特権者は、まず不動産から弁済を受け、なお不足がある場合に動産から弁済を受ける。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

【第14問】（配点：2）

抵当権に関する次の1から4までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.14]）

- 1. 抵当権は、目的物の交換価値を把握する権利であるから、被担保債権額が抵当不動産の価格を上回っていても、物上保証人が抵当不動産の価格に相当する額を弁済すれば、抵当権は消滅する。
- 2. 抵当権の被担保債権について不履行があった場合であっても、抵当権の効力は、その後に生じた抵当不動産の果実には及ばない。
- 3. 抵当権者が第三取得者に対して代価弁済の請求をした場合、第三取得者は、その請求に応じなければならない。
- 4. 第一順位の抵当権者の被担保債権が弁済により消滅した場合、第二順位の抵当権者は、消滅した第一順位の抵当権の抹消登記手続を求めることができる。

【第15問】（配点：2）

Aは、Bに対する600万円の債権を担保するため、B所有の甲土地及び乙土地に、第一順位の共同抵当権を有している。Cは、Bに対する400万円の債権を担保するため、甲土地に、第二順位の抵当権を有している。この場合に関する次の1から4までの各記述のうち、誤っているものはどれか。なお、各記述において、競売の結果として債権者に配当することが可能な金額は、甲土地につき500万円、乙土地につき1000万円であり、また、各債権者が有する債権の利息及び損害金は考慮しないものとする。（解答欄は、【No.15】）

1. Aが甲土地及び乙土地に設定された抵当権を同時に実行した場合、Aは甲土地から200万円、乙土地から400万円の配当を受け、Cは甲土地から300万円の配当を受けることができる。
2. 先に甲土地に設定された抵当権が実行されてAが500万円の配当を受け、その後に乙土地に設定された抵当権が実行された場合、Aは100万円の配当を受け、Cは300万円の配当を受けることができる。
3. 先に乙土地に設定された抵当権が実行された場合、Aは600万円の配当を受け、その後に甲土地に設定された抵当権が実行されたときには、Cは300万円の配当を受けることができる。
4. Aが乙土地に設定された抵当権を放棄した後に、甲土地に設定された抵当権が実行された場合、Aは200万円の配当を受け、Cは300万円の配当を受けることができる。

【第16問】（配点：2）

根抵当権に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.16】）

- ア. 根抵当権者は、元本確定前の根抵当権の全部又は一部を譲渡することができるが、その場合、根抵当権設定者の承諾を得る必要はない。
- イ. 元本確定前において、根抵当権の担保すべき債権の範囲の変更をするときは、後順位抵当権者の承諾を得なければならない。
- ウ. 根抵当権の債務者の変更は、元本確定前に登記をしなかったときは、その変更をしなかったものとみなされる。
- エ. 根抵当権の設定時に元本確定期日を定めなかった場合、当該根抵当権の設定は無効である。
- オ. 元本の確定した根抵当権は、確定した元本のほか、その利息についても、極度額を限度として担保する。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第17問】（配点：2）

債権に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は，[No.17]）

1. 金銭債権は、当事者の意思表示によって、不可分債権とすることはできない。
2. 判例によれば、履行の場所につき別段の定めのない種類債権の目的物は、債務者が債権者の住所に目的物を発送した時に特定する。
3. 不可分債権者の一人が債務者に対して債務を免除した場合であっても、他の不可分債権者は、債務者に対し、債務の全部の履行を請求することができる。
4. 生命又は身体が侵害されたことによって生じた不法行為に基づく損害賠償請求権は、その性質上、第三者に譲渡することはできない。
5. 債権の目的が数個の給付の中から選択によって定まるときは、その選択権は、債権者に属する。

【第18問】（配点：2）

履行の強制に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No.18]）

- ア. 判例によれば、不作為を目的とする債務の強制執行として間接強制をするには、債権者において、債務者がその不作為義務に違反するおそれがあることを立証すれば足り、債務者が現にその不作為義務に違反していることを立証する必要はない。
- イ. 判例によれば、事態の真相を告白して陳謝の意を表明する内容の謝罪広告を新聞紙に掲載すべきことを命ずる判決の執行は、間接強制によらなければならない、代替執行をすることはできない。
- ウ. 不作為を目的とする債務については、債務者の費用で、債務者がした行為の結果を除去することを裁判所に請求することができる。
- エ. 工作物の撤去を命ずる判決が確定した場合、その判決の執行は、代替執行によることができるが、間接強制によることはできない。
- オ. 登記義務者に対し所有権移転登記手続を命ずる判決が確定した場合、その判決の執行は間接強制によらなければならない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第19問】（配点：2）

債権者代位権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No.19]）

- ア. 債務者に代位して登記の移転を求める場合には、債権者は、第三債務者から直接自己へ登記を移転すべき旨の請求をすることはできない。
- イ. 債務者が既に自ら権利を行使している場合には、その行使の方法又は結果の良否にかかわらず、債権者は、その権利について債権者代位権を行使できない。
- ウ. 債権者Aが債務者Bに代位して、Bの有する債権を行使した場合において、第三債務者CがBに対して同時履行の抗弁を主張することができるときであっても、Cは、Aに対しては、同時履行の抗弁を主張することはできない。
- エ. AのBに対する100万円の債権を被保全債権として、BのCに対する50万円の債権につきAがCに対して債権者代位訴訟を提起したときには、Aは、請求原因において、Bの無資力を主張・立証する必要はない。
- オ. 債権者代位権を行使するためには、被保全債権が代位行使される債権よりも先に成立している必要はない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第20問〕（配点：3）

弁済による代位に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.20〕）

ア．債務者の意思に反することなく有効に弁済した第三者は、弁済によって当然に債権者に代位する。

イ．判例によれば、不動産を目的とする一つの抵当権が数個の債権を担保し、そのうちの一つの債権のみについての保証人が当該債権に係る残債務全額につき代位弁済した場合において、抵当権の実行による売却代金が被担保債権の全てを消滅させるに足りないときには、債権者と保証人は、両者間にその売却代金からの弁済の受領について特段の合意がない限り、その売却代金につき、債権者が有する残債権額と保証人が代位によって取得した債権額に応じて案分して弁済を受ける。

ウ．代位弁済によって、全部の弁済を受けた債権者は、債権に関する証書を代位者に交付すれば足り、自己の占有する担保物を代位者に交付する必要はない。

エ．AのBに対する1200万円の債権について、保証人C、物上保証人D（担保物の価額900万円）、物上保証人E（担保物の価額300万円）が存在する場合、C、D及びEの間における弁済による代位の割合は、2対3対1となる。

オ．判例によれば、保証人が債権者に代位弁済した後、債務者から当該保証人に対し一部弁済があったときは、その弁済は、保証人が代位弁済によって取得した求償権だけでなく、債権者に代位して取得した原債権に対しても弁済があったものとして、それぞれに充当される。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

〔第21問〕（配点：2）

保証に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.21〕）

ア．賃借人の保証人は、賃貸借契約が更新された後の賃料債務についても保証債務を負うが、賃料不払によって賃貸借契約が解除された場合、賃借人が目的物を返還しないことにより賃借人に与えた損害の賠償については保証債務を負わない。

イ．建物賃貸借契約の存続期間中に賃借人の保証人が死亡した場合において、その相続人は、相続開始後に生じた賃借人の債務についても保証債務を負う。

ウ．身元保証契約において、使用者が、被用者に業務上不適任又は不誠実な事跡があつて、そのために身元保証人の責任を惹起するおそれがあることを知ったときは、使用者は、遅滞なく身元保証人にその旨を通知しなければならない。

エ．貸金等根保証契約において元本確定期日とその貸金等根保証契約の締結の日から6年を経過する日と定められている場合、その元本確定期日は、その貸金等根保証契約の締結の日から5年を経過する日となる。

オ．根保証契約の元本確定期日前に根保証契約の主たる債務の範囲に含まれる債権が譲渡されたときは、その譲受人は、保証人に対し、当該保証債務の履行を求めることができない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第22問〕（配点：2）

契約に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.22〕）

- ア. 贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示をし、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずるから、贈与を受ける者が贈与の申込みをし、相手方がこれを承諾しても贈与の効力は生じない。
 - イ. 売買契約において瑕疵担保責任を免除する特約がある場合であっても、その当時売買の目的物について瑕疵があることを売主が知りながらその瑕疵があることを告げなかったときには、売主は瑕疵担保責任を免れない。
 - ウ. 判例によれば、AがB所有の甲建物を賃貸権限を有しないCから賃借している場合において、BがAに甲建物の明渡しを求めたときは、Aは、甲建物を使用収益することができなくなるおそれが生じたものとして、Cに対し、それ以降の賃料の支払を拒絶することができる。
 - エ. 賃借人が適法に賃借物を転貸した場合において、賃貸人が賃借人に対し賃借物の修繕義務を負うときは、賃貸人は、転借人に対しても直接に賃借物の修繕義務を負う。
 - オ. 有償の金銭消費寄託契約において、当事者が返還の時期を定めなかったときは、寄託者は、受寄者に対し相当の期間を定めて催告をしなければ、金銭の返還を請求することができない。
1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第23問〕（配点：2）

Aは、Bとの間で、Aの所有する著名な陶芸家の銘が入った絵皿（以下「甲」という。）をBに300万円で売り、代金はBがCに支払うとの合意をした。この事例に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.23〕）

- ア. AB間の売買契約の当時、Cが胎児であり、受益の意思表示をすることができなかったときは、その後Cが出生したとしてもAB間の売買契約は無効である。
 - イ. AB間の売買契約が締結され、Cが受益の意思表示をした後、実は甲が贋作であることが判明し、BがAの詐欺を理由に売買契約を取り消した場合、CがAの詐欺について善意無過失であるときは、Bは詐欺取消しをCに対抗することができない。
 - ウ. Cに対して債権を有するDは、AB間の売買契約が締結された後、Cが受益の意思表示をせず、かつ無資力である場合には、Cに代位して受益の意思表示をすることができる。
 - エ. AB間の売買契約が締結された後、AがBに甲を引き渡したにもかかわらず、BがCに甲の代金300万円を支払わない場合には、CはBに催告した上、AB間の売買契約を解除することができる。
 - オ. AB間の売買契約が、AのCに対する宝石の売買契約に基づく代金債務を弁済するために締結され、Cが受益の意思表示をした場合において、Aがその目的をBに告げていなかったときは、AC間の宝石の売買契約が無効であっても、Cは、Bに対し、甲の代金300万円の請求をすることができる。
1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第24問〕（配点：2）

売買に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.24〕）

- ア．解約手付の授受された売買契約の買主は、自ら履行に着手した場合でも、売主が履行に着手するまでは、手付を放棄して売買契約の解除をすることができる。
- イ．甲土地の売買契約がAを売主、Bを買主として締結され、AからBに甲土地の引渡しが行われたが、甲土地がCの所有であった場合において、Aが甲土地の権利をCから取得してBに移転することができないことを理由にBが甲土地の売買契約を解除したときは、Bは、Aに対し、その解除までの間の甲土地の使用利益を返還しなければならない。
- ウ．建物とその敷地の賃借権とが売買契約の目的とされた場合には、敷地に欠陥があり、賃貸人がその欠陥について修繕義務を負担するときであっても、買主は、売主に対し、その欠陥が売買の目的物の隠れた瑕疵に該当することを理由として瑕疵担保責任を追及することができる。
- エ．売買契約の目的物に隠れた瑕疵がある場合において、買主がその瑕疵があることを知った時から1年以内に瑕疵担保による損害賠償の請求をしたときは、その時点で買主が目的物の引渡しを受けた時から10年を経過していたときであっても、その損害賠償請求権につき消滅時効は完成しない。
- オ．建物の強制競売の手続が開始され、借地権の存在を前提として建物の売却が実施されたことが明らかであるにもかかわらず、実際には建物の買受人が代金を納付した時点において借地権が存在しなかったことにより、建物の買受人がその目的を達することができず、かつ、債務者が無資力であるときは、建物の買受人は、強制競売による建物の売買契約を解除した上、売却代金の配当を受けた債権者に対し、その代金の返還を請求することができる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第25問〕（配点：2）

不動産賃貸借に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.25〕）

- ア．建物所有を目的とする土地賃貸借の借借人が、その親族名義で所有権保存登記をした建物を借地上に所有していても、当該借地の新取得者に対し借地権を対抗できない。
- イ．自己の所有建物を賃貸して借借人に引き渡した者が、賃貸借契約継続中に当該建物を第三者に譲渡してその所有権を移転した場合には、賃貸人たる地位を譲渡する旨の旧所有者と新所有者間の合意がなければ、賃貸人の地位は新所有者に移転しない。
- ウ．対抗力のない賃借権が設定されている土地の所有権の譲渡において、新所有者が旧所有者の賃貸人としての地位を承継するには、借借人の承諾は必要でない。
- エ．土地賃貸借の借借人は、当該土地の所有権移転に伴い賃貸人たる地位を譲り受けた者に対し、当該土地の所有権移転登記が経由されていないことを理由として、賃料の支払請求を拒むことができない。
- オ．建物賃貸借契約において、当該建物の所有権移転に伴い賃貸人たる地位の承継があった場合は、承継の時点で旧賃貸人に対する未払の賃料債務があっても、旧賃貸人に差し入れられた敷金全額についての権利義務関係が新賃貸人に承継される。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

【第26問】（配点：2）

委任契約に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.26]）

- ア．委任契約を債務不履行により解除したときは、その解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。
- イ．準委任契約は、書面でなくてもその効力を生ずるが、委任契約は、書面でなければ、その効力を生じない。
- ウ．受任者がその委任事務処理の必要上負担した債務を委任者に対し受任者に代わって弁済することを請求する権利については、委任者がこれを受働債権として相殺することはできない。
- エ．委任契約は、受任者の死亡によって終了するが、委任者の死亡によって終了しない。
- オ．受任者は、特約がなくとも、委任者に対して報酬を請求することができる。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【第27問】（配点：2）

民法上の組合に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.27]）

- ア．組合の債権者は、債権の発生の際に組合員の損失分担の割合を知らなかったときは、個々の組合員に対して等しい割合で権利を行使することができる。
- イ．組合の債務者は、その債務と組合員に対する債権とを相殺することができる。
- ウ．組合は、不動産について組合名義の所有権移転登記を備えることはできない。
- エ．除名された組合員は、持分の払戻しを受けることができない。
- オ．組合は、その目的である事業の成功によって解散する。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第28問】（配点：2）

不当利得に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.28]）

- ア．債務が存在しないにもかかわらず、その事実を過失により知らないで債務の弁済として給付をした者は、その給付したものの返還を請求することができない。
- イ．抵当権者は、自己の抵当権が設定された不動産について競売がされた場合には、不動産競売事件の配当期日において配当異議の申出をしなかったとしても、債権又は優先権を有しないにもかかわらず配当を受けた債権者に対し、その者が配当を受けたことによって自己が配当を受けることができなかつた金銭相当額の金員について不当利得返還請求をすることができる。
- ウ．建物賃借人との間の請負契約に基づき、請負人が建物の修繕工事をしたが、建物賃借人が請負代金を支払わないまま無資力となった場合において、建物賃貸借契約に建物の修繕工事の費用は建物賃借人が負担するとの特約があるときは、建物賃貸人である建物所有者が対価関係なしにその工事に要した財産及び労務の提供に相当する利益を受けたかどうかにかかわらず、建物所有者は、法律上の原因なくしてその利益を受けたことになる。
- エ．金銭の交付によって生じた不当利得の利益が存しないことについては、不当利得返還請求権の消滅を主張する者が主張・立証責任を負う。
- オ．不当利得における悪意の受益者は、損失を被った者に対してその受けた利益に利息を付して返還しなければならないが、その者になお損害があるときは、不法行為の要件を充足していないとしても、その者に対してその損害を賠償しなければならない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【第29問】（配点：2）

不法行為に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.29]）

1. 不法行為による損害賠償債務は、不法行為の時に、催告を要することなく遅滞に陥る。
2. 被用者の重大な過失により火災が発生した場合において、使用者にその被用者の選任及び監督について過失があるときは、使用者は、その選任及び監督についての過失が重大なものではないことを理由として、その火災により生じた損害を賠償する責任を免れることはできない。
3. 事業の執行について不法行為を行った被用者が損害を賠償する責任を負うときであっても、その被用者を雇用する法人の代表者は、被用者の選任又は監督を現実に担当していなければ、被用者の不法行為について、代理監督者として損害を賠償する責任を負わない。
4. 交通事故の被害者が事故に起因する後遺障害のために労働能力の一部を喪失した後、別の原因により死亡した場合、労働能力の一部喪失による財産上の損害の額の算定に当たっては、交通事故と被害者の死亡との間に相当因果関係があつて死亡による損害の賠償をも請求できる場合に限り、死亡後の生活費を控除することができる。
5. 自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていない未成年者の行為により火災が発生した場合において、未成年者にその火災につき重大な過失がなかったときは、その未成年者を監督する法定の義務を負う者はその火災により生じた損害を賠償する責任を負わない。

【第30問】（配点：2）

夫婦であるAとBの間に未成年の子Cがいる場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.30]）

- ア. Aが成年被後見人である場合には、Cに対する親権はAの成年被後見人とBが共同で行使する。
- イ. AとBがいずれも18歳である場合には、Cに対する親権は、Aの親権者とBの親権者が共同で行使し、AとBのいずれにも親権者がいない場合には、家庭裁判所がCについて未成年被後見人を選任する。
- ウ. Cが18歳である場合には、Aが死亡し、その後にBの親権が停止されたときでも、Cは、Bの同意を得れば婚姻をすることができる。
- エ. AとBが離婚し、BがCの親権者となった後に、BがDと再婚し、CがDの養子となった場合には、BとDがCの親権者となる。
- オ. 判例によれば、Aが死亡し、その相続人がBとCの二人であり、BがCの親権者である場合において、BがAを被相続人とする相続につき自ら相続放棄をするのと同時にCを代理してCについて相続放棄をしたときは、B及びCの相続放棄はいずれも有効となる。
1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第31問】（配点：2）

普通養子縁組に関する次の1から4までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.31]）

1. 養子は養親と離縁しない限り、他の者の養子になることはできない。
2. 配偶者のある者が未成年者を養子とするには、配偶者の嫡出子を養子とする場合又は配偶者がある者がその意思を表示することができない場合を除き、配偶者とともにしなければならない。
3. 後見人が被後見人を養子にする場合において、その被後見人が未成年者であり、後見人と親族関係にないときは、未成年者を養子とすることについて家庭裁判所の許可を得れば、被後見人を養子とすることについて家庭裁判所の許可を得る必要はない。
4. 未成年者は、父母の共同親権に服する間は、祖父母との間で養子縁組をすることができない。

【第32問】（配点：2）

扶養に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.32]）

ア．家庭裁判所は、特別の事情があるときは、甥と叔母との間においても、扶養の義務を負わせることができる。

イ．扶養の程度又は方法について協議が調わずに家庭裁判所の審判がされた場合には、その後事情に変更を生じたときであっても、当事者間の協議によってその変更又は取消しをすることはできない。

ウ．判例によれば、扶養権利者を扶養した扶養義務者が他の扶養義務者に対して求償する場合における各自の分担額は、扶養義務者間で協議が調わないときは、家庭裁判所がこれを定めるべきであって、地方裁判所がこれを定めることはできない。

エ．子を認知した父がその子の親権者でない場合には、その父は、その子を扶養する義務を負わない。

オ．扶養をする義務のある者が数人ある場合において、扶養をすべき者の順序について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所がこれを定める。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【第33問】（配点：2）

共同相続に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.33]）

ア．共同相続人であるAとBの間で遺産分割協議が成立した場合において、Aがその協議において負担した債務を履行しないときであっても、BはAの債務不履行を理由に遺産分割協議を解除することはできない。

イ．共同相続人は、既に成立している遺産分割協議の全部を共同相続人全員の合意により解除した上で、改めて遺産分割協議を成立させることはできない。

ウ．共同相続が生じた場合、相続人の一人であるAは、遺産の分割までの間は、相続開始時に存した金銭を相続財産として保管している他の相続人Bに対して、自己の相続分に相当する金銭の支払を求めることはできない。

エ．A及びBがCに対して400万円の連帯債務を負担していたところ、Aが死亡し、その妻D及び子Eが相続した場合、Cは、Eに対して、Aの負担していた400万円の債務全額の支払を請求することができる。

オ．A、B及びCが共同相続した甲土地の共有持分権をCから譲り受けたDが、A及びBとの共有関係の解消のためにとるべき裁判手続は、遺産分割審判である。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

【第34問】（配点：2）

遺言に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.34]）

- ア. 被相続人が遺言で推定相続人を廃除する意思を表示したときは、それにより推定相続人の廃除の効力が生ずる。
- イ. 判例によれば、相続人による遺言書の破棄又は隠匿は、相続に関して不当な利益を目的とするものでなかったときは、相続人の欠格事由に当たらない。
- ウ. 被相続人は、遺言により、遺産分割の方法を定めることを第三者に委託することができる。
- エ. 夫婦は、同一の証書で遺言をすることができる。
- オ. 複数の遺贈が遺留分を侵害し、遺留分減殺請求権が行使されている場合において、遺言者がその遺言に別段の意思を表示していなかったときは、各遺贈は、その目的の価額の割合に応じて減殺される。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第35問】（配点：2）

地上権及び土地賃借権に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.35]）

- ア. 地上権と土地賃借権は、いずれも抵当権の目的とすることができない。
- イ. 土地所有者は、地上権者に対し、土地を使用に適する状態にする義務を負わないが、賃貸人は、賃借人に対し、土地を使用に適する状態にする義務を負う。
- ウ. 地上権者は、土地所有者の承諾を得ることなく地上権を第三者に譲渡することができるが、賃借人は、賃貸人の承諾又はそれに代わる裁判所の許可を得なければ、土地賃借権を譲渡することができない。
- エ. 判例によれば、地上権は時効により取得できるが、土地賃借権は時効により取得できない。
- オ. 土地について有益費を支出し、その価格の増加が現存する場合において、地上権者と賃借人は、いずれも、その選択に従い、支出した金額又は増価額の償還を土地所有者に請求することができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第36問】（配点：3）

A所有の甲土地に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.36】）

ア． Aは、BからBの取引上の信用のために、甲土地の所有権を仮装譲渡するように依頼を受け、Bへの所有権移転登記を了した。この場合において、Bから甲土地を譲り受けたCが、仮装譲渡について善意のときは、登記を備えていなくてもAに対して甲土地の所有権取得を主張することができる。

イ． Aは、BからBの取引上の信用のために、甲土地の所有権を仮装譲渡するように依頼を受け、Bへの所有権移転登記を了した。この場合において、Bの死亡によりその単独相続人として所有権移転登記を了したCが、仮装譲渡について善意のときは、Aに対して甲土地の所有権を主張することができる。

ウ． Dは、建物所有を目的としてAから甲土地を賃借し、甲土地上に乙建物を建築してD名義で乙建物の所有権保存登記を有している。Aは、BからBの取引上の信用のために、甲土地の所有権を仮装譲渡するように依頼を受け、Bへの所有権移転登記を了した。この場合において、Bから甲土地を仮装譲渡であることについて善意で譲り受けて登記を備えたCは、仮装譲渡であることをDが知っていたときは、甲土地の賃借権を否定することができる。

エ． Aは、BからBの取引上の信用のために、甲土地の所有権を仮装譲渡するように依頼を受け、Bへの所有権移転登記を了した。この場合において、Bから甲土地を仮装譲渡であることについて善意で譲り受けたCから更に甲土地を譲り受けて登記を備えたDは、仮装譲渡について悪意であったとしても甲土地の所有権を取得する。

オ． Dは、建物所有を目的としてAから甲土地を賃借し、甲土地上に乙建物を建築してD名義で乙建物の所有権保存登記を有している。Dは、BからBの取引上の信用のために、乙建物の所有権を仮装譲渡するように依頼を受け、Bへの所有権移転登記を了した。この場合において、仮装譲渡であることを知らなかったAは、Bに対して、賃借権の譲渡を承諾し、地代の支払を求めることができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

短答式試験問題集 [刑法]

[刑法]

[第1問] (配点：2)

学生A、B及びCは、不真正不作為犯の作為義務違反に関して次の【会話】のとおり検討している。【会話】中の①から⑤までの()内から適切な語句を選んだ場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、【会話】中の「法律上の防止義務」とは、法令、法律行為、条理等に基づき法益侵害を防止する法的義務をいい、また、いずれの事例も結果回避は容易であったとする。(解答欄は、[No. 1])

【会 話】

学生A. 「甲は、人通りの多い市街地で自動車を運転していた際、誤って乙を跳ねて重傷を負わせたが、怖くなったことから、乙を放置したまま逃走したところ、乙が死亡した。」という事例において、殺人罪の成否に関し、不真正不作為犯の作為義務を検討してみよう。私は、不真正不作為犯の作為義務違反は、法律上の防止義務を負う者が、法益侵害への因果関係を具体的・現実的に支配している状況下で防止措置を採らなかった場合に認められると考えるので、甲には作為義務違反が① (a. 認められる・b. 認められない) ことになる。

学生B. 私は、不真正不作為犯の作為義務違反は、法律上の防止義務を負う者が、既に発生している法益侵害の危険を利用する意思で防止措置を採らなかった場合に認められると考えるので、この事例では、甲には作為義務違反が② (a. 認められる・b. 認められない) ことになる。

学生C. 私は、不真正不作為犯の作為義務違反は、法益侵害に向かう因果の流れを自ら設定した者が、その法益侵害の防止措置を採らなかった場合に認められると考えるので、この事例では、甲には作為義務違反が③ (a. 認められる・b. 認められない) ことになる。

学生A. 次に、「一人暮らしをしている丙は、自宅に遊びに来ていた丁が帰った後、丁のたばこの火の不始末でカーテンが燃えているのに気付いたが、家に掛けてある火災保険の保険金を手に入れようと考え、そのまま放置して外出したところ、カーテンの火が燃え移って家が全焼した。」という事例において、非現住建造物等放火罪の成否に関し、不真正不作為犯の作為義務を検討してみよう。C君の立場からだと、丙には作為義務違反が④ (a. 認められる・b. 認められない) ことになるよね。

学生B. 先ほど話した私の立場からは、今の事例では、丙には作為義務違反が⑤ (a. 認められる・b. 認められない) ことになる。

1. ① a ② b ③ a ④ a ⑤ b
2. ① a ② a ③ b ④ a ⑤ b
3. ① b ② a ③ a ④ b ⑤ b
4. ① b ② b ③ a ④ b ⑤ a
5. ① b ② b ③ b ④ a ⑤ a

【第2問】（配点：4）

次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討し、甲に横領罪が成立する場合には1を、成立しない場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に【No. 2】から【No. 6】）

- ア. 甲は、自己が所有する不動産を乙に売却したが、乙への所有権移転登記が完了する前に、同不動産を丙に売却し、丙への所有権移転登記を完了した。【No. 2】
- イ. 甲は、所有権留保の約定付き割賦売買契約に基づき24回の月賦払いで、自動車販売会社から自動車を購入し、同自動車の引渡しを受けたが、3回分を支払った時点で、自己の借金の担保として、同自動車を金融業者に提供した。【No. 3】
- ウ. 甲は、乙から盗品を売却するよう依頼され、同盗品を丙に売却したが、その売却代金を着服した。【No. 4】
- エ. 甲は、自己が所有する不動産を乙に売却したが、乙への所有権移転登記が完了する前に、丙との間で金銭消費貸借契約を締結した事実及びその担保として同不動産に係る抵当権設定契約を締結した事実がないにもかかわらず、同不動産について、丙を権利者とする不実の抵当権設定仮登記を完了した。【No. 5】
- オ. 甲は、自己が所有する不動産について、乙を権利者とする抵当権を設定したが、その抵当権設定登記が完了する前に、同不動産について、丙を権利者とする抵当権を設定し、その抵当権設定登記を完了した。【No. 6】

【第3問】（配点：2）

次の【事例】に関する後記1から5までの各記述のうち、甲に窃盗罪の従犯の成立を肯定する論拠となり得ないものはどれか。（解答欄は、【No. 7】）

【事例】

甲は、乙又は乙の友人が窃盗罪を犯そうとしていることを知り、その手助けのため、乙に対し、同罪の遂行に必要な道具を貸したところ、さらに、乙はその道具を友人丙に貸し、丙がこれを用いて同罪を犯した。

なお、丙には同罪の正犯が成立し、乙にはその従犯が成立するものとする。

1. 従犯には独立した犯罪性が認められる。
2. 従犯の幫助には、教唆者を教唆した者については正犯の刑を科すとする刑法第61条第2項のような規定がない。
3. 共犯は修正された構成要件に該当する行為であるところ、従犯もその構成要件においては「正犯」となる。
4. 幫助は正犯を容易にすることであるという定義からすると、幫助行為が直接的になされたか、間接的になされたかは必ずしも問われない。
5. 教唆犯に対する幫助行為は従犯として処罰される。

【第4問】（配点：2）

文書偽造の罪に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合、Xに（ ）内の罪が成立しないものの組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.8】）

ア．医師Xは、Yに依頼され、Yが保険会社に提出するために虚偽の病名を記載した診断書を作成した。（虚偽診断書作成罪）

イ．Xは、自動車運転免許の効力停止中に自動車を運転し、速度違反の取締りを受けた際、警察官に対し、あらかじめYから名義使用の承諾を受けていたことから、Yの氏名を名乗り、交通事故原票の供述者欄にY名義で署名押印した。（有印私文書偽造罪）

ウ．Yの代理人でないXは、Yに無断で、行使の目的をもって、金銭消費貸借契約書用紙に「Y代理人X」と記載し、その横に「X」と刻した印鑑を押すなどして、Yを債務者とする金銭消費貸借契約書を作成した。（有印私文書偽造罪）

エ．Xは、身分証明書として使おうと考え、A県公安委員会が発行したYの自動車運転免許証の写真をXの写真に貼り替えた。（有印公文書偽造罪）

オ．Xは、Yの所有する不動産を勝手に売却しようと考え、Yに無断で、行使の目的をもって、不動産の売買契約書用紙に売主として「Y」と記載するなどして、同不動産の売買契約書を作成したが、「Y」と刻した印鑑は押さなかった。（無印私文書偽造罪）

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【第5問】（配点：3）

因果関係に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、【No.9】、【No.10】順不同）

1. 甲が、殺害目的でVの首を両手で絞め、失神してぐったりとしたVを死んだものと誤解し、死体を隠すつもりでVを雪山に運んで放置したところ、Vは意識を回復しないまま凍死した。甲がVの首を両手で絞めた行為とVの死亡との間には、因果関係がない。
2. 甲が、心臓発作を起こしやすい持病を持ったVを突き飛ばして尻餅をつくように路上に転倒させたところ、Vはその転倒のショックで心臓発作を起こして死亡した。Vにその持病があることを甲が知り得なかった場合でも、甲がVを突き飛ばして路上に転倒させた行為とVの死亡との間には、因果関係がある。
3. 甲は、Vの頸部を包丁で刺し、Vは、同刺創に基づく血液循環障害による脳機能障害により死亡した。その死亡するまでの経過は、Vは、受傷後、病院で緊急手術を受けて一命をとりとめ、引き続き安静な状態で治療を継続すれば数週間で退院することが可能であったものの、安静にすることなく病室内を歩き回ったため治療の効果が上がらず、同脳機能障害により死亡したというものであった。この場合でも、甲がVの頸部を包丁で刺した行為とVの死亡との間には、因果関係がある。
4. 甲は、深夜、市街地にある道幅の狭い車道上に無灯火のまま駐車していた普通乗用自動車の後部トランクにVを閉じ込めて監禁したが、数分後、たまたま普通乗用自動車を通り掛かった乙が居眠り運転をして同車を甲の普通乗用自動車の後部トランクに衝突させ、Vは全身打撲の傷害を負い死亡した。甲がVをトランクに監禁した行為とVの死亡との間には、因果関係がない。
5. 甲は、ホテルの一室で未成年者Vに求められてその腕に覚せい剤を注射したところ、その場でVが錯乱状態に陥った。甲は、覚せい剤を注射した事実の発覚を恐れ、そのままVを放置して逃走し、Vは覚せい剤中毒により死亡した。Vが錯乱状態に陥った時点で甲がVに適切な治療を受けさせることによりVを救命できた可能性が僅かでもあれば、甲がVを放置した行為とVの死亡との間には、因果関係がある。

〔第6問〕（配点：4）

住居を侵す罪に関する次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討し、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に〔No.11〕から〔No.15〕）

- ア．強盗の意図を隠してA方の玄関前で「こんばんは。」と言ったところ、来客と勘違いしたAから「どうぞお入りください。」と言われてA方住居に立ち入った場合、住居侵入罪が成立する。〔No.11〕
- イ．建造物への立入りが平穏な態様で行われた場合には、管理権者があらかじめ立入り拒否の意思を積極的に明示していない限り、建造物侵入罪が成立することはない。〔No.12〕
- ウ．平穏を害する態様での住居への立入りであっても、住居権者の同意に基づくものである場合には、住居侵入罪の構成要件には該当するが、違法性が阻却される。〔No.13〕
- エ．現金自動預払機が設置されている銀行支店出張所は、一般の利用客の立入りが許容されている場所であるので、同機を利用する客のキャッシュカードの暗証番号等を盗撮する目的で立ち入っても、平穏な態様での立入りであれば、建造物侵入罪が成立することはない。〔No.14〕
- オ．住居権者の意思に反して住居に立ち入った上、その後、退去を求められたにもかかわらず数日にわたってその住居に滞留した場合には、住居侵入罪だけでなく、不退去罪も成立する。〔No.15〕

〔第7問〕（配点：2）

罪数に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、〔No.16〕）

- 1．甲は、偽造された1万円札を使って価格1万円の商品をだまし取ろうと考え、事情を知らない商店の店員Aに対し、同商品の購入を申し込み、代金として同1万円札を渡して、Aから同商品の交付を受けた。甲には、詐欺罪と偽造通貨行使罪が成立し、これらは観念的競合となる。
- 2．甲は、Aを監禁するために逮捕し、それに引き続きAを監禁した。甲には、逮捕罪と監禁罪が成立し、これらは牽連犯となる。
- 3．甲及び乙は、共同でAの身体に危害を加える目的で、凶器として用いる鉄パイプをそれぞれ準備して集合し、その後、その目的を遂げるため、鉄パイプで代わる代わるAの身体を殴打して傷害を負わせた。甲には、凶器準備集合罪と傷害罪が成立し、これらは牽連犯となる。
- 4．甲は、Aを監禁してAから金品を喝取しようと考え、Aをビルの一室に閉じ込めて監禁し、その上で、同室内において、監禁により畏怖していたAに対し、金品の交付を要求しながら脅迫して畏怖させ、Aから金品を脅し取った。甲には、監禁罪と恐喝罪が成立し、これらは牽連犯となる。
- 5．甲は、AがB銀行に預け入れていた預金を不正に払い戻して金銭を得る目的で、Aから、B銀行が発行したA名義の預金通帳を窃取した上、B銀行の窓口において、行員に対し、Aに成り済まして、同預金通帳を使って預金を不正に払い戻して金銭を得た。甲には、窃盗罪と詐欺罪が成立し、これらは併合罪となる。

【第8問】(配点：2)

わいせつの罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、誤っているものはどれか。(解答欄は、[No.17])

1. 甲は、人通りの多い駅構内において、自己の性器を露出させたが、実際には、それに気付いた人はいなかった。この場合、甲には公然わいせつ罪は成立しない。
2. 甲は、日本国外で販売する目的で、日本国内において、わいせつな映像が録画されたDVDを所持した。この場合、甲にはわいせつ物有償頒布目的所持罪は成立しない。
3. 甲は、友人乙からの土産に対するお礼として、わいせつな映像が録画されたDVD1枚を乙にプレゼントした。この場合、甲にはわいせつ物頒布罪は成立しない。
4. 甲は、不特定多数の通行人を勧誘して5名の客を集めた上、自宅であるマンションの一室において、外部との出入りを完全に遮断した状態で、わいせつな映像が録画されたDVDを再生し、その5名の客に有料で見せた。この場合、甲にはわいせつ物公然陳列罪が成立する。
5. 甲は、海水浴場において、不特定多数の者の前で、乙女の衣服を全てはぎ取るなどして強いてわいせつな行為をした。この場合、甲には、強制わいせつ罪が成立するのみならず、公然わいせつ罪も成立する。

【第9問】(配点：2)

正当防衛及び緊急避難に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。(解答欄は、[No.18])

1. 国家的法益を防衛するための正当防衛が成立する余地はない。
2. 相手方から急迫不正の侵害を受け、第三者の所有物を用いて相手方に反撃し、同所有物を損壊した場合において、その行為が器物損壊罪の構成要件に該当するとき、その行為につき緊急避難が成立する余地はない。
3. 相手方から急迫不正の侵害を受け、これに逆上して相手方に反撃を加えた場合、正当防衛が成立する余地はない。
4. 相手方から急迫不正の侵害を受け、相手方に反撃を加えた場合、その侵害が相手方の過失に基づくものであれば、正当防衛が成立する余地はない。
5. 正当防衛が成立する行為に対しては、正当防衛が成立する余地はない。

【第10問】（配点：2）

公務執行妨害罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は，[No.19]）

1. 窃盗犯人甲は，その窃盗行為を目撃した警ら中の制服警察官乙からその窃盗の機会に現行犯逮捕されそうになり，逮捕を免れるため，乙に対して，その反抗を抑圧するに足りる程度の暴行を加えて抵抗し，そのまま逃走した。甲には事後強盗罪が成立し，これに公務執行妨害罪は吸収されるから，同罪は成立しない。
2. 甲は，税務署の職員乙が甲宅において税務調査をしていたところ，乙の近くでその調査を補助していた民間人である丙に対し，「殺すぞ。」などと危害を加える旨申し向け，これにより乙の職務の執行を一時中断させた。甲は乙を直接脅迫したものではないから，甲には公務執行妨害罪は成立しない。
3. 甲は，制服警察官乙から職務質問を受けている丙の右手をつかんで引っ張り，その場から一緒に走って逃走したところ，これを追い掛けた乙が，走りながら，丙の肩をつかもうとして手を伸ばしたが，その肩をつかめずにバランスを崩して路上に転倒した。甲の丙に対する行為は乙に対する暴行とはいえないから，甲には公務執行妨害罪は成立しない。
4. 甲は，警ら中の制服警察官乙が職務質問をしようとしてきたことから，これを免れるため，乙の職務質問開始前に乙に暴行を加え，乙がひるんだ隙に逃走した。乙が職務質問を開始する前に暴行を加えたにすぎないから，甲には公務執行妨害罪は成立しない。
5. 甲は，制服警察官乙から丙が職務質問を受けているのを見て，これをやめさせようと拳大の石塊を乙に向けて投げ，その臀部に命中させたが，乙が職務質問を中断することはなかった。現実に乙の職務の執行を妨害するに至っていないから，甲には公務執行妨害罪は成立しない。

【第11問】（配点：2）

過失犯に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合，正しいものはどれか。（解答欄は，[No.20]）

1. 監督過失とは，直接行為者が過失を犯さないように監督する注意義務に違反する過失をいう。監督過失を認めるには，直接行為者に構成要件的结果が発生することの予見可能性があれば足り，直接行為者を監督すべき立場にある監督者には，構成要件的结果が発生することの予見可能性までは必要とされない。
2. 重過失とは，注意義務違反の程度が著しく，それによって発生した構成要件的结果が重大なものをいう。
3. 信賴の原則は，交通事故の過失犯だけに適用されるものであり，それ以外の過失犯に適用される余地はない。
4. 注意義務に違反して人を負傷させた場合であっても，相手方に重大な過失があったときには，過失相殺が適用されるので，過失の責任を免れることができる。
5. 過失犯の成立に必要な注意義務は，必ずしも法令上の根拠があることを要しない。

【第12問】（配点：2）

次のアからエまでの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.21]）

- ア. Aの知人Bは、料理が趣味であり、自宅のパソコンに料理のレシピのデータを保存していた。Aは、Bと口論をした際、Bが大事にしている同データを壊してやろうと思い、同パソコンをたたき壊した。同パソコンを壊したAの行為について、電子計算機損壊等業務妨害罪は成立せず、器物損壊罪が成立する。
- イ. Aは、Bに成り済まし、銀行の窓口行員Cに対し、B名義の口座の預金をA名義の口座に振込入金するよう依頼した。Cは、AをBと思い込み、コンピュータの端末を操作して、同銀行が業務用に使用している電子計算機にアクセスし、前記依頼のとおり振込入金の処理をした。Bに成り済まし、Cに振込入金の処理を行わせたAの行為について、電子計算機使用詐欺罪が成立する。
- ウ. Aは、盗んだ財布の中に、不正に作られた電磁的記録をその構成部分とするクレジットカードが入っていることに気付き、同カードを使用するつもりはなかったが、機会があれば友人に見せようと考え、同カードを自己の財布に入れて持ち歩いていた。同カードを持っていたAの行為について、不正電磁的記録カード所持罪は成立しない。
- エ. Aは、同僚Bのパソコンに、コンピュータウイルスを感染させてBの業務を妨害しようと考え、コンピュータウイルスを作成したが、自宅のパソコンでその効果を試したところ、市販のウイルス対策ソフトで検出されてしまうことが分かったため、同ウイルスを使用することは断念した。同ウイルスを作成して試した一連のAの行為について、電子計算機損壊等業務妨害罪の未遂罪が成立する。

1. ア イ 2. ア ウ 3. ア エ 4. イ エ 5. ウ エ

【第13問】（配点：4）

次のアからオまでの各記述における甲の罪責について、判例の立場に従って検討し、（ ）内の犯罪が既遂になる場合には1を、未遂にとどまる場合には2を、既遂にも未遂にもならない場合には3を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に[No.22]から[No.26]）

- ア. 甲は、所持金がなかったことから代金を支払わずに食事をしようと考え、飲食店に行って料理を注文し、これを食べた後、代金を請求した店員に対し、財布を忘れたので自宅に取りに帰ると嘘を言ったが、店員にその嘘を見破られた。（詐欺罪）[No.22]
- イ. 甲は、Aを殺害しようと考え、Bから致死性の毒薬であると告げられて小瓶入りの液体を購入し、コーヒーに同液体を入れて、これをAに飲ませたものの、同液体は水であったため、Aは死亡しなかった。（殺人罪）[No.23]
- ウ. 甲は、Aと同居している自宅を燃やそうと考え、自宅の和室に新聞紙が入った段ボール箱を置き、同新聞紙にライターで点火したが、その直後に帰宅したAが燃えている同段ボール箱を発見して消火したため、同段ボール箱の直下の畳だけが焼損した。（現住建造物等放火罪）[No.24]
- エ. 甲は、駅のホームのベンチで寝ているAの隣に座ったところ、Aのズボンのポケットに財布が入っていることに気付き、これを盗もうと考え、手を差し伸べて同ポケットの外側に触れたが、駅員が近付いてきたので、財布に触れることはできなかった。（窃盗罪）[No.25]
- オ. 甲は、交通事故を装って保険会社から保険金をだまし取ろうと考え、Aに依頼して、甲運転の自動車にA運転の自動車を衝突させ、警察官に交通事故を申告したが、Aが警察官から追及されて偽装事故であると認められたため、保険金を請求しなかった。（詐欺罪）[No.26]

〔第14問〕（配点：2）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、〔No.27〕）

1. 甲は、Aの太ももを蹴って怪我をさせたが、甲には、Aに傷害を負わせるまでの意思はなかった。甲には傷害罪は成立しない。
2. 甲、乙及び丙が、互いに意思の連絡をすることなく、同一の機会にそれぞれAに暴行を加えて怪我をさせたところ、その怪我は、乙又は丙いずれかの暴行によるものであり、甲の暴行によるものではなかった。Aがその怪我により死亡した場合、乙及び丙には傷害致死罪が成立し、甲には傷害罪が成立する。
3. 甲は、四畳半の室内で、Aを脅す目的で、さやから抜いた日本刀をその面前で数回振り回したところ、誤ってその日本刀の刃先がAの腕に当たり、Aに怪我を負わせた。甲には傷害罪は成立しない。
4. 甲は、路上でトラブルとなったAの顔面を1回殴ったところ、Aは、その暴行によりバランスを崩し、足下にあった石につまずいて路上に転倒し、頭部を強く打ち付けて怪我をし、これにより数時間後に死亡した。甲がAの死亡の結果を全く予見していなかった場合でも、甲には傷害致死罪が成立する。
5. 甲は、Aら数名が殴り合いのけんかをしているところにたまたま通り掛かり、「もっとやれ。」と言ってはやし立てた。Aらけんかの当事者が怪我をせず、Aらの暴行が互いの相手に対する暴行罪にとどまる場合でも、甲には現場助勢罪（刑法第206条）が成立する。

【第15問】（配点：2）

学生A、B及びCは、事実の錯誤に関して、次の【会話】のとおり検討している。【会話】中の①から⑩までの（ ）内から適切な語句を選んだ場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.28】）

【会 話】

学生A. Xが甲を狙って殺人の故意で拳銃を発射し、甲にかすり傷を負わせ、さらに、その弾丸が偶然に乙に命中して乙を死亡させた事例について考えてみよう。私は、同一の構成要件の範囲内であれば、故意を阻却しないと考え、故意の個数については、①（a. 故意の個数を問題としない・b. 故意の個数を問題とし一個の故意を認める）立場を採ります。ですから、私は、事例の場合、故意犯としては乙に対する殺人既遂罪のみが成立すると考えます。

学生B. 私は、基本的にはA君と同じ立場ですが、故意の個数について、②（c. 故意の個数を問題としない・d. 故意の個数を問題とし一個の故意を認める）立場に立ちます。A君の考えだと、③（e. 意図した・f. 意図しない）複数の客体に既遂の結果が発生した場合、いずれの客体に故意犯を認めるのか不明だからです。

学生C. B君の立場は、④（g. 罪刑法定主義・h. 責任主義）に反することになりませんか。私は、この原則を尊重し、⑤（i. 客体の錯誤・j. 方法の錯誤）の場合には故意を認めますが、⑥（k. 客体の錯誤・l. 方法の錯誤）の場合には故意を認めるべきではないと思います。ですから、私は、事例の場合、乙に対する殺人既遂罪は成立しないと考えます。

学生A. でも、C君の立場では、方法の錯誤と客体の錯誤との明確な区別が可能であることが前提となりますね。また、未遂犯や過失犯を処罰する規定の有無によっては、処罰の範囲が不当に⑦（m. 狭まる・n. 広がる）ことになると思います。

一方で、B君の立場では、処断刑が不当に重くなりませんか。

学生B. 私は、甲に対する罪と乙に対する罪の関係を⑧（o. 併合罪・p. 観念的競合）と考えますので、処断刑はA君の立場による場合と同一となります。

学生A. でも、複数の客体に既遂の結果が発生した場合、⑨（q. 意図した・r. 意図しない）客体についての⑩（s. 故意犯・t. 過失犯）を、刑を⑪（u. 重くする・v. 軽くする）方向で量刑上考慮するとすると、やはり問題ではないでしょうか。

1. ①b ②c ③f ④g ⑤j ⑥k ⑦m ⑧p ⑨q ⑩s ⑪v

2. ①a ②d ③e ④g ⑤j ⑥k ⑦n ⑧o ⑨r ⑩t ⑪v

3. ①b ②c ③f ④h ⑤i ⑥l ⑦m ⑧p ⑨r ⑩s ⑪u

4. ①a ②d ③e ④h ⑤i ⑥l ⑦n ⑧o ⑨q ⑩s ⑪u

5. ①b ②c ③f ④h ⑤i ⑥l ⑦n ⑧p ⑨r ⑩t ⑪u

【第16問】（配点：2）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.29]）

1. 甲は、警察官から職務質問をされそうになったのでその場から急いで立ち去ろうと考え、たまたま路上に駐車されていた他人所有の自動車に乗り込み、適当な場所で乗り捨てるつもりで、同自動車を運転してその場から走り去った。この場合、甲には、不法領得の意思が認められ、窃盗罪が成立する。
2. 甲は、タクシーの売上金を奪おうと考えて、乗客を装ってタクシーに乗り込み、行き先を指定して人気のない場所に誘導した上、同所で、乗車料金を請求してきた運転手の首元に鋭利なガラス片を突き付けて売上金を渡すよう要求したが、同運転手から抵抗されて売上金を手に入れることができず、そのままその場から立ち去った。この場合、甲には強盗未遂罪のみが成立する。
3. 甲は、視力回復の効果がない飲料について、その効果が絶大で入手困難なものとして偽って、信じた客にこれを販売し、その代金として現金の交付を受けたが、その販売価格は適正、妥当なものであった。この場合、甲には詐欺罪は成立しない。
4. 甲は、乙がその同居の親族から盗んできたカメラを、盗品であると知りながら乙から購入した。この場合、乙は、窃盗罪についての刑が免除されることから、甲には盗品等有償譲受け罪は成立しない。
5. 甲は、乙所有の土地について、価格が暴落すると偽って、これを信じた乙との間で、時価の半額で同土地を買い受ける旨の売買契約を締結した。この場合、その売買契約が成立したことのみをもって、甲には詐欺既遂罪が成立する。

【第17問】（配点：3）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、甲に（ ）内の罪名の間接正犯が成立しないものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.30]、[No.31] 順不同）

1. 甲は、是非弁別能力を有する12歳の長男乙に対し、強盗の犯行方法を教示し、その際に使う凶器を提供して強盗を実行するよう指示したが、その指示は乙の意思を抑圧するものではなく、乙は、自らの意思により強盗の犯行を決意し、甲から提供された凶器を使って、状況によって臨機応変に対処して強盗を実行した。（強盗罪）
2. 医師ではない甲は、妊婦乙からの依頼を受けて乙への堕胎手術を開始したが、その最中に乙の生命が危険な状態に陥ったため、医師丙に依頼し、胎児を乙の母体外に排出させた。（同意堕胎罪）
3. 公務員ではない甲は、公証人乙に対して虚偽の申立てをし、事情を知らない乙をして、公文書である公正証書の原本に虚偽の記載をさせた。（虚偽公文書作成罪）
4. 甲は、事情を知らない新聞社の従業員乙に依頼して、同社の新聞紙上に、丙に無断で丙名義の事実証明に関する広告文を掲載させた。（私文書偽造罪）
5. 甲は、乙所有の建材を自己の所有物であると偽って、事情を知らない丙に売却し、丙をして、乙の建材置場から当該建材を搬出させた。（窃盗罪）

【第18問】（配点：3）

逃走の罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.32]，[No.33] 順不同）

1. 勾留状によって拘置所に勾留されていた甲は、面会者から密かに差し入れられた合い鍵を用いて房の扉を開け、拘置所から逃走した。甲には加重逃走罪の既遂罪が成立する。
2. 確定判決によって刑務所に収容されていた甲は、同房に服役中の乙と逃走する旨の相談をしていたところ、ある日、房の扉が施錠されていないことに気づき、房から出て刑務所から逃走したが、乙は思いとどまり、房の外に出なかった。甲には加重逃走罪の既遂罪が成立する。
3. 勾留状によって拘置所に勾留されていた甲は、隣の房に勾留されていた乙に依頼して乙の同房者丙を殴ってもらい、拘置所職員が乙の行動を制止している隙に拘置所から逃走した。甲には加重逃走罪の既遂罪が成立する。
4. 確定判決によってA刑務所に収容されていた甲は、B刑務所への護送中、護送車両から逃走した。甲には単純逃走罪の既遂罪が成立する。
5. 甲は、勾留状によって拘置所に勾留されていた乙を逃走させるため、乙の房の合い鍵を乙に差し入れたが、乙は拘置所から逃走しなかった。甲には逃走援助罪の既遂罪が成立する。

【第19問】（配点：3）

共犯に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.34]，[No.35] 順不同）

1. 甲がAの殺害を乙に教唆したところ、乙はAの殺害を丙に教唆し、さらに、丙はAの殺害を丁に教唆し、丁がAを殺害した。甲には、殺人罪の教唆犯が成立する。
2. 乙は、路上で、Aの頭部を殴って転倒させ、Aに脳挫傷の傷害を負わせたが、その直後に駆けつけた甲は、Aが乙の暴行によって倒れて苦しんでいることを知り、Aの抵抗が困難になっている状態を利用してAに暴行を加えようと考え、乙と意思を通じ、代わる代わるAの腹部を蹴り、腹部に打撲傷の傷害を負わせた。甲には、脳挫傷の傷害についても乙との傷害罪の共同正犯が成立する。
3. 甲は、乙からAの殺害計画を打ち明けられ毒薬の入手を依頼されたことから、毒薬を購入して乙に渡したが、乙は、毒薬での殺害計画を変更し、Aを包丁で刺して殺害した。甲には、殺人予備罪の共同正犯が成立する。
4. 甲と乙は、A方に強盗に入ることを計画し、それぞれ包丁を持ってA方に侵入し、Aを包丁で脅した上、室内を物色していたところ、家人B、Cに犯行を目撃され、甲はBに捕まったが、乙は逮捕を免れるためCの腕を包丁で切り付けて傷害を負わせた。甲には、住居侵入罪のほか強盗致傷罪の共同正犯が成立する。
5. 暴力団組員乙は、対立する暴力団組長Aを殺害することを決意し、誰にも犯行の決意を打ち明けることなく、小刀を持ってA方に向かったところ、乙の舎弟である甲は、乙の決意を察し、仮に乙がAから反撃されそうになった場合は、自分がAを殺害しようと考え、乙に何も告げることなく、拳銃を持ってA方付近に先回りして隠れていたが、乙は、玄関先に出てきたAを小刀で一突きして殺害した。甲には、乙の殺人罪の従犯が成立する。

【第20問】（配点：2）

次の【事例】に関する後記アからエまでの各【記述】を判例の立場に従って検討した場合、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.36】）

【事例】

甲は、内縁の妻Aと同居していたところ、遊興費に窮し、A所有のドレス20着及び指輪1個と、A管理のA名義のクレジットカード1枚（その規約上、会員である名義のみが利用でき、他人への譲渡、貸与等が禁じられ、また、加盟店は、利用者が会員本人であることを善良な管理者の注意義務をもって確認することが定められている。）を、Aの部屋から盗み出した。

甲は、丙にドレス及び指輪の売却を仲介してもらおうと考え、これらの盗品を丙方に運ぼうとした。しかし、甲は、ドレスの数が多く一人で運ぶのが困難であったため、乙に対し、ドレスと指輪が盗品であることを話した上で、丙宅への運搬を手伝ってほしいと頼んだ。乙がこれを了解したので、甲及び乙は、指輪とドレスのうち10着を甲が、残りのドレス10着を乙が、それぞれ運転する自動車に載せて丙宅へ運ぶこととし、これらの盗品を丙宅へ運んだ。

丙は、ドレス及び指輪を、甲がAから盗んできたものであることを承知した上で甲から預かり、甲からの依頼どおりに売却先を探すこととしたが、指輪についてはAが母親の形見として大切にしていたものであることを知っていたことから、高値でAに売り付けようと考え、後日、Aに対し、代金50万円で指輪を売却し、その売却代金を甲に渡した。

また、甲は、Aから盗んだクレジットカードを担保として丁から現金30万円を借りたが、その際、丁に対し、「これはA名義のクレジットカードだけど、Aから使用を許されており、お前がこのカードを利用して買物をして、その利用代金はAにおいて決済される。」と伝えた。その後、甲が丁に対して金を返さなかったことから、丁は、甲の話を信じ、デパートにおいて、Aに成り済まして同カードを用いて腕時計1個を購入した。

【記述】

- ア. 甲がAの指輪を盗んだことにつき、甲の行為は窃盗罪に該当するが、Aは甲の内縁の妻であるから、刑法第244条第1項により刑が免除される。
- イ. 乙が盗品のドレス10着を、窃盗犯人である甲が指輪とドレス10着を、それぞれ丙宅まで運搬したことにつき、乙は甲と共同してこれら盗品を運搬したのであるから、乙にはドレス20着全てと指輪につき盗品等運搬罪が成立する。
- ウ. 丙がAを相手方として指輪の売却をあっせんしたことにつき、Aは窃盗の被害者であるが、丙には盗品等処分あっせん罪が成立する。
- エ. 丁がA名義のクレジットカードで腕時計を購入したことにつき、丁は、Aから同カードの使用を許されており、かつ、自らの使用に係る同カードの利用代金がAにおいて決済されるものと信じていたので、丁に詐欺罪は成立しない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ エ